

島田夏まつり 島田楽市出店者募集要項

1. 島田夏まつり概要

(1) 趣旨・目的

地元商店街（会）が連携して市民参加型のイベントを開催し、商店街の振興とまちなかのにぎわいを創出する事を目的とする。

(2) 開催日時

平成 26 年 8 月 2 日（土）14:00～20:50 を予定（交通規制 14:00～21:30）

8 月 3 日（日）14:00～20:50 を予定（交通規制 14:00～21:30）

(3) 会場

島田市本通 1 丁目～7 丁目・駅前中央通り

2. 募集について

(1) 出店場所

島田市本通 6 丁目～7 丁目

※7 月上旬に開催する出店者説明会にてコマ割りを行います。

(2) 出店日時

開催日時と同様。ただし、1 日のみの出店も可能とします。

(3) 出店料

出店日時、スペースに関係なく 1 出店者あたり 5,000 円

※雨天中止になった場合でも、一度納入頂いた出店料はお返しできません。

※7 月上旬に開催する出店者説明会で集金します。

(4) 出店スペース

1 コマ 2. 7 m×3. 6 m / 2 コマ 5. 4 m×3. 6 m

※コマ数は 1 出店者につき最大 2 コマまでの申込みとします。

※コマ数調整の関係で 2 コマをご希望の場合でも 1 コマとさせていただく場合がございます。

(5) 出店資格

静岡県内の消費者グループ、ボランティアグループ、団体、一般市民及び事業所とさせていただきます。

また、静岡県暴力団排除条例並びに島田市暴力団排除条例に基づき、暴力団構成員並びに暴力団準構成員が運営、もしくは販売者として従事させる場合の応募は受け付けられません。

※暴力団排除条例関係の為、誓約書のご記入もお願いします。

(6) 飲食物の販売について

飲食物（焼そば・フランク等・酒類）を販売する場合は、関係官庁の許可を得ていること。許可を得ていない場合は出店できません。

焼そば・フランク等は「露店営業許可証」が必要です。（参考…資料 1）

酒類の販売業を行う為には、原則として販売場の所在地を所轄する税務署長の販売免許を受けている必要があります。

※申込書に記載された内容及び露天営業許可証の写しを、静岡県中部保健所に提供します。保健所による確認後、出店内容によっては、お断りいただく場合がございますので、予めご承知下さい。

(7) 取扱商品及び販売形態

責任ある商品の販売、企業団体等の PR

但し、露天商が主に扱う商品、射幸心をあおる商品は除く。

(例：金魚すくい、わたがし、お面、ギャンブル性のある三角くじ等)

※移動販売車での出店は禁止します。

(8) 食品の偽装（誤）表示について

実際よりも著しく食品をよく見せるなどの優良誤認を禁止します。また、行き過ぎたメニュー表示や産地偽装、調理方法の偽装などお客様が困惑する内容についても禁止します。

※品目、原産国、産地、調理方法の表示に関する違い及び著作権に関する違反など。

(9) 火気等の取り扱いについて

出店にあたり、火気器具等（気体燃料、液体燃料、固体燃料及び電気を熱源とする器具等）を使用する場合は、必ず消火器（業務用かつ4号以上の消火器）を出店スペース内に設置下さい。

開催日までにご準備いただけない出店者については、出店をお断りします。

(10) 申込期限

平成 26 年 6 月 11 日（水）

※申込者多数の場合は抽選により出店者を決定します。

※抽選結果は、6 月下旬に島田夏まつり実行委員会よりご連絡いたします。

(11) 申込方法及び必要書類

この募集要項に同意の上で、必要書類を受付期間内に申込先へ、郵送もしくはご持参下さい（ファックスでの申し込みは受け付けません）。

①出店申込書

②誓約書

③その他必要書類（飲食物の販売を行う場合は、許可証の写し等）

※必ず、現場責任者の方のお名前でご申し込み下さい。（捺印、本人確認書類についても現場責任者の方のものでご提出下さい。）

※飲食物を販売する場合は、露天営業許可証の名前と出店申込書の名前が異なる場合は、受付できませんので、同じ名前でお申し込み下さい。

※提出書類に不備がある場合、出店できない可能性がございますので、提出前にご確認下さい。

(12) 出店者説明会

出店が決定した方には、出店者説明会の開催案内を島田夏まつり実行委員会（商連事務局）よりお送りします。

出店者説明会は、7 月上旬を予定しております。出店者説明会には、必ず出席して下さい。

また、当日は、必ず出店料（5,000 円）をご持参下さい。

※出店者説明会に参加しない場合、出店をお断りします。

3. 出店申込あたって同意いただく重要事項

(1) 出店団体の現場責任者が必ず、当日従事し常駐するようにして下さい。

(2) 当日責任者に、団体の構成員でないものを指定する等「名義貸し」行為をしないで下さい。

- (3) 出店団体が会場で販売・提供したサービス、商品等に関する、苦情・トラブル等は出店団体の責任で解決して下さい。また、食中毒や調理過程、サービス提供中に来場者に対しけがを負わせるなどの事故が発生した場合、実行委員会では一切責任を負いかねます。出店者は、業務賠償保険等への加入をお願いします。開催日までに業務賠償保険に加入いただいていない出店者については、出店をお断りする場合がございます。
- (4) 実行委員会は、まつり開催中または終了後に出店団体が販売・提供したサービス、商品等に関する苦情等の連絡を受けた時は、出店申込書に記載された範囲で、当該団体の連絡先を、商品・サービスに関する責任者として相手方に提供する事があります。
- (5) 出店申込書の写し、静岡県暴力団排除条例並びに島田市暴力団排除条例に基づく誓約書の写しについては、島田夏まつり実行委員会から暴力団ならびに関係者が関与する団体を排除する目的で、島田警察署に提供します。また、火気器具等を取り扱う出店者については、島田消防署に誓約書の写しを提供しますので予めご承知下さい。

4. 注意事項

出店にあたっては、次の事項に注意して下さい。

- (1) 出店内容、活動について実行委員会、警察、保健所、消防署から指示があった場合これに従うこと。
- (2) 実行委員会への申込と異なる品物・サービスを扱わないこと。
- (3) 静岡県暴力団排除条例並びに島田市暴力団排除条例に基づく誓約書の記載事項に違反しないこと。
- (4) 島田市火災予防条例に違反しないこと。
- (5) 出店に、必要な安全対策・衛生対策を行うこと。
- (6) 出店区画外での販売、活動（呼び込み等）、チラシ等配布、展示、商品陳列を行わないこと。
- (7) 搬入・搬出に関する規定、時間を守ること。
- (8) 祭り終了後は、出店区画のゴミ拾い等を行うこと。
- (9) 使い終わり又は余った燃料、食材、調味料、氷等を不法投棄しないこと。
- (10) 自団体のゴミは持ち帰ること。
- (11) 出店申込書における虚偽記載等を行わないこと。
- (12) 各自の備品・商品について責任を持って管理すること。
- (13) 各日の営業は、20：50 までに必ず終了すること。営業終了後は、即時、片づけを行うこと。
- (14) 電源・照明器具・水・テント・机・イス等は当方では用意いたしませんので、出店者の管理責任において用意すること。
- (15) 出店者に対する駐車場の手配は行いませんので各自で対応を行うこと。

【お問合せ・お申込み】

島田夏まつり実行委員会

事務局 〒427-0029 島田市日之出町 4-1

島田商工会議所 瀧澤・鈴木浩

TEL：0547-37-7155 FAX：0547-37-5250